

随意契約（相手方指定）調書

|       |                                  |            |
|-------|----------------------------------|------------|
| 件名    | 修繕契約（汐入小学校プール可動床装置操作盤・制御盤電気部品交換） | No.5200240 |
| 工（納）期 | 令和 6年 3月 31日                     |            |
| 契約締結日 | 令和 5年 4月 3日                      |            |
| 契約金額  | 5,038,286円（消費税込み）                |            |

|         |                                   |  |
|---------|-----------------------------------|--|
| 契約相手方   | 株式会社石森製作所<br>(法人番号：8010801000958) |  |
| 相手方指定理由 | 別紙に記載のとおり。                        |  |
| 備考      | 総価契約                              |  |

## 業者選定理由書

|             |  |
|-------------|--|
| 件名          | 修繕契約（汐入小学校プール可動床装置操作盤・制御盤電気部品交換）   |
| 指名業者<br>（案） | 名称 株式会社石森製作所<br>所在地 神奈川県 川崎市川崎区港町2番18号<br>代表者 代表取締役 石森 丈雄  |
| 特命理由        | <p>本件は、汐入小学校のプール可動床操作盤・制御盤について、耐用年数超過に伴う不具合が生じたことから、電気部品の交換等を行うものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 上記業者は、当該設備の製作者であるため、設備の仕様・構造を熟知しており、迅速かつ確実な履行が期待できる。</p> <p>② 他社による修繕を行った場合、故障等が発生した際の責任の所在が不明確になる恐れがあるが、上記業者であれば、一貫した対応が可能であり、安全性を確保できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p> |
| その他<br>特記事項 | ○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号<br>（性質又は目的が競争入札に適さないもの）  |